

## 令和2年第4回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和2年4月21日(火)午後1時30分  
場 所 本庁舎3階 304会議室  
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸良子
教育委員	渡 邊 和 雄
教育部長	木 下 徳 幸
菊池市生涯学習センター長	木 村 利 昭 (欠)
教育審議員	田 嶋 浩 紀
学校教育課長	安 武 睦 夫
生涯学習課長	山 本 美千代
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	原 田 景 子
菊池市中央公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	上 田 浩一郎
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課課長補佐	富 田 信 幸

17 / 18名

### 日 程

1. 開 会
2. 議事録の承認について
3. 教育長の報告
4. 議 案
  - 第27号 菊池市3高校魅力化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
  - 第28号 菊池市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
  - 第29号 菊池市特別支援教育連携協議会要綱の一部を改正する要綱の制定について
5. 報告案件
  - 第13号 小中学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について(学校給食管理室)
  - 第14号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況(2019年3月)(学校教育課)
  - 第15号 令和2年度菊池市教育委員会取組の方向について(学校教育課)
6. その他
7. (教育委員会各課からの事務連絡等)

①行事予定について

②次回の教育委員会議（通常） 令和2年5月21日（木）13：30 30  
4 会議室

## 開会

渡邊教育長

こんにちは。今、事務局から説明がありましたように新型コロナウイルス防止のため会場も変えさせていただきました。ソーシャルディスタンスということがよく使われておりますが、市役所の中でも3密を避けるため、いろいろな工夫をしているところです。市役所内でもウェブ会議を利用しているところもあり、今日、午前中に議会の月例会が実施されましたけれども、そちらはウェブ会議で開催されておりさまざまな工夫を行っているところでございます。

また、学校のほうも教育委員さん方には度々ご連絡差し上げておりますけれども、4月8日に再開し、9日入学式を終えて、それからその次の日は金曜日で全員登校してということで、3日間は過ごしましたがけれども、その後、非常事態宣言等を受けて県の対応も変わってきましたので、13日月曜日を午前中授業、それから午後は学習指導対策のための先生方が準備をする時間、そして14日は午前中、子どもたちは学校に来て、それを伝達と指導をして、14日午後から5月6日まで休業ということで、今その最中でございます。

本来ならば子どもたちも輝く季節ではございますけれども、そういう状況になっております。そのような中で子どもたちの状況等も気になりますけれども、家庭の状況とか子どもたちの状況等お気づきがありましたら、またお知らせをお願いできたらありがたいと思うところでございます。

それでは、只今から令和2年第4回菊池市教育委員会議を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の次第に沿いまして、「令和2年第1回、第3回の臨時菊池市教育委員会の会議録及び令和2年第3回菊池市教育委員会の会議録の承認について」を議題とします。なお、令和2年第2回臨時教育委員会会議の会議録については、秘密会のために会議録は作成しないこととしております。

教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、令和2年第1回、第3回臨時菊池市教育委員会の会議録及び令和2年第3回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんか。よろしいですか。

委員一同

異議なし

渡邊教育長

異議がありませんので、令和2年第1回、第3回臨時菊池市教育委員会の会議録及び令和2年第3回菊池市教育委員会の会議録については承認することに決定いたします。

次に、教育長の報告を議題とします。私から説明をいたします。別とじの報告を見ていただきたいと思います。

まず1番、動静についてですけれども、そこに書いているとおりです。3月も大きく会議等の省略、中止等がっております。そういう中で3月24日、小学校の卒業式がございました。委員さん方には大変お世話になりました。

それから、3月26日、教育論文表彰ということで、担当と私のほうで各学校に出向きまして表彰させていただきました。

3月30日、退職校長に対して菊池市から感謝状の贈呈式がございました。

3月31日、教職員退職・割愛等辞令交付式ということで、委員さん方にも大変お世話になりました。

4月1日、教職員受入れ式、これも大変お世話になりました。同時にその後、菊池市内の臨時校長会議を開いております。

4月7日、菊池市内小中学校校長会議、それから4月8日が小中学校の始業式、9日入学式がありまして、11日日曜日に先ほど申しましたように管内で臨時教育長会議を開き、その後12日の18時から菊池市内の臨時校長会議を開いております。決定した内容は先ほどご挨拶のときにお話しした内容でした。

4月16日、管内の教育長会議、その後に市の不登校対策協議会と書いておりますけれども、これは中止にしております。

4月17日、菊池市内の臨時校長会議を開いております。

そして本日、教育委員会会議を設けています。

2番目です。4月16日にありました管内の教育長会議の内容を、ご紹介をしたいと思います。

今年度も所長はそのまま田上菊池教育事務所長ですが、そのお話は次のページに記載しております。基本的には短い時間でのお話でしたので、そこに書いてあるとおりのお話でございました。強調された点等、少し紹介します。

県の教育委員会の会議、所長会議等もウェブ会議で行われたそうでございますが、その中で新型コロナウイルス対策について県の教育長のからは最優先に取り組むということでありました。そのような中で、県下では教職員の在宅勤務を初めての試みとして実施をするということでした。コロナ対策については、そこに書いてあるとおりです。

2番目、重点事項の5つの紹介がありました。今年度は特に教育大綱や教育プラン等を策定する年ということでございます。重点の5点はそこに書いてあるとおり、新しいものとして④に書いております危機管理体制のためにスクールロイヤーを入れていく方針であるということでした。これは、いろいろな危機管理の中の初動体制を強化したいというふうなところからの導入ということになりました。詳細については、まだ分かっておりません。

大きな2番が年度末の人事異動についてお話がありました。県全体の動きになります。その中に米印がありますが、菊池教育事務所の組織が改編されております。菊池教育事務所内に山鹿市担当の管理主事が加わっております。したがって、管理主事が山鹿市担当と菊池管内担当、お二人いらっしゃるということです。同様に山鹿市担当の指導主事も一人配置があったということです。そして、社会教育主事は今まで二人だったのですが、これが一人体制になったということでございました。

大きな3番が教育事務所長として5点ほど話がありました。1番の先ほどあった危機管理初動体制の支援を特に今年度強化したいというお話がありました。それから、(5)に書いてありますように「菊池は一つ」と、そして「トップラン

ナーとしての自覚」ということでさらなる連携を図っていきたいというお話でした。

次のページが指導関係の吉本指導課長、昨年度に引き続きですけれども、お話された内容をその後に記載しております。そのほか各指導主事、社会教育主事から話をした内容を記載しておりますので、御覧ください。吉本指導課長が発言された点について少しだけご紹介します。

県の教育長としても今年度から組織が改編されております。県立学校教育局と市町村教育局の2局体制となっております。その狙いというのは、その下に書いてあるとおりでございます。特に丸の一番下のところ、教育情報化推進室、高校魅力化推進室、この辺りが立ち上げの流れになったということと、それから英語教育推進室が義務教育課内に立ち上げられたということで、これは知事が言われます「英語教育日本一の推進のため」ということで、目的がはっきりしているところでございます。

そのほかは学力向上推進本部も立ち上げられたということで、そこに書いてあるとおりです。それから、大きく義務教育化取組の方向についても示されました。ここには資料に記載しておりませんが、後日ご紹介で出来ればと思います。菊池教育事務所取組の方向も示されました。これも次回でご紹介したいと思いません。

そのほかは記載してあるとおりでございます。資料の1ページに戻っていただきまして、先ほど管理主事が二人席を置くということでもございましたけれども、菊池担当は小森管理主事でございます。大きな2番の②で書いております。小森管理主事のほうからもコロナ対策について、それから人事異動関係、菊池教育事務所管内について少しお話がありました。異動率としては全体で菊池市は26.8%だったということで、昨年よりややパーセントは下がっておりますけれども、菊池市の場合は、管理職は特に大きな異動がっております。

そこにほかには事故防止について話がありましたし、その次の教員採用選考考査について新たなところが出てきているということで、今年は併願採用試験が例えば中学校を第一希望にして併願として第2希望に小学校も出来るということで、そういう工夫がされることで、要綱等も出てくると思いますけれども注目してほしいということでした。

スーパーティーチャーの活用については、本市でも泗水小学校でスーパーティーチャーが出来ましたので、その活用についてお願いしたいということもありました。巡回学校訪問については、このコロナの影響で4月及び5月の初めの学校訪問は中止ということになっております。そういうお話が4月16日の時点ではございました。

最後です。今後の予定ということで、この後の予定をそこに記載しているとおりにありますが、総会や大きな会議の時期ではありますけれども、中止や書面によるものがほとんどになりましたので、今、予定されているのはこれだけということになります。

以上、教育長報告ということでお話いたしましたけれども、何か質疑はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

これより議事に入ります。

議案の第27号、「菊池市3高校魅力化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とし、事務局から説明をお願いします。

安武課長。

安武学校教育課長 議案書の2ページを御覧ください。議案第27号、菊池市3高校魅力化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明申し上げます。

菊池市3高校魅力化推進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定するものとする。

提案理由でございます。

菊池市3高校魅力化推進事業補助金交付先を追加し、補助対象経費に手数料等を追加する必要がある。これがこの要綱案を提出する理由であります。

3ページが一部を改正する要綱となっております、4ページが新旧対照表となっております。4ページでご説明したいと思います。現行の公開調査は第3条にございますが、この3条の原文に対しまして右側の改正案でございますが、「及び菊池市内の各高校へ交付するものとする」ということで、「及び市内の各高校」を追加して入れております。

第4条の補助対象経費につきましては、第6号におきまして手数料を追加し、また、第7号に「その他教育委員会が特に必要と認める経費」を追加しているところでございます。

内容につきましては、これまで3高校魅力化推進事業につきましては、実行委員会へ補助金を交付しておりました。3高校の魅力化を推進する上で3高校それぞれ特色ある学校づくりを実施されております。その関係で一体的な魅力化を形成するというのがなかなか困難でございまして、実行委員会で実行するものにつきましては、ハイスクールフェスティバルなどは合同で出来ますが、それ以外にも単独で実施するものもございまして。

そういうことから各高校単位での会議を開催したり、それらの要望に基づきまして補助金を交付したいということで、これまでの実行委員会に加えまして市内3校に直接補助金を交付出来るように要綱の改正をしたものでございます。

また、手数料につきましては、これまで衣装のクリーニング代が多数出ておりますが、この手数料というものが認められなかった関係で、その分の補助は対象になっていなかったということから、今回手数料を加えさせていただきました。また、それ以外にも現在、費目としてあります以外のものでも委員会が必要と認

めれば補助の対象とするということで追記させていただいたところでございます。

以上、第27号の説明でございます。

渡邊教育長 只今の説明について、質疑及びご意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第27号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたします。

続きまして、議案第28号、「菊池市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

安武課長。

安武学校教育課長 議案第28号でございます。議案書の5ページを御覧ください。

議案第28号、菊池市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について。

菊池市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

提案理由でございます。

機構改革により規則の一部を改正する必要がある。

これがこの規則案を提出する理由でございます。6ページからが一部を改正する規則となっております。17ページをお開きください。17ページからが新旧対照表となっております。この新旧対照表でご説明を申し上げたいと思います。

まず、第2条の部、課等及び係の設置でございますが、これまでの現行では生涯学習課の社会教育係に今回、機構改革で文化振興係を設置いたしました。そのことで右側の改訂案では、文化振興係を追記したところでございます。組織機構につきましては、お手元に別紙で自治体機構図をお配りさせていただいております。組織機構について変わりました点は以上でございますが、職員の名簿等も含めまして自治体機構図も添付させていただいたところでございます。

新旧対照表に戻りたいと思いますが、職の設置というところで第5条の第2項の3行目でございますが、「園長」とありましたものが幼稚園の廃止、民営化に伴いまして園長という職がなくなります関係で「園長」という職を削除したものでございます。

それから、第3項に「部に社会教育主事を置く」という表現をしておりまして、また、第6条の第2項職務のところ「社会教育主事は上司の命を受け社会教育

を行う者に専門的、技術的な助言と指導に関する事務に従事する」ということで掲載しておりますが、部に社会教育主事を置くということで、明確にどの部分に置くのかというものが示してありませんでしたので、改正案としましては、第7条で「社会教育主事及び社会教育主事補の設置」ということで、第7条に「生涯学習課、または公民館に社会教育主事を置く」、第2項で「生涯学習課又は公民館に社会教育主事補を置くことができる」としております。

先ほど申しあげました第6条の第2項については削除ということになっておりますが、これは社会教育法の中でこの社会教育主事の職務については法律で明記されておりますことから、今回の規則の中からは削除するというございます。しかし、内容については同様の文言が社会教育法で取り込まれてありますので、そこについては文言の修正ということでここは消しているところのございます。

また、社会教育法の中で事務局は社会教育主事を置くことになっている関係で、「社会教育主事を置く」。また、「社会教育主事補は置くことができる」、これも法律に基づいたもののございます。ただ、ここについてはどこに置くかということが明記されておりましたので、正確に明記させたということのございます。

第6条の第1項の第5号、左側の現行のございますが、「学校教育（幼稚園を含む）」、こちらにつきましても幼稚園の廃止、民営化に伴いまして「幼稚園を含む」という文言については削除させていただいたところのございます。

以上が本文になっておりまして、あと、下段のその他のところのございますが、条文等が1条分増えましたことで繰り下げることで7条を8条に、それから事務分掌については各課で見直しをしておりますが、学校教育課の部分につきましては19ページを御覧ください。

19ページ中第14号につきまして、嘱託職員、臨時職員という文言が会計年度任用職員に変わったことから変更しております。また、追加で第16号に「各教育施設のマネジメント及び安全管理の指導・助言に関すること」というものを追加しております。これにつきましては、学校教育課の総務係内に都市整備課の建築士に兼務辞令を出しまして、この建築士において学校教育課を中心に学校教育課だけではなく、教育委員会の各教育施設のマネジメント及び安全管理の指導、助言を行っていきたいということから新たな事務分掌を設置したところのございます。

具体的に申し上げますと、建築法に伴います安全管理だとか消防点検におきまず対応だとか、そういうものを学校教育課の職員に配置することで決裁等を行わせた上で点検関係をしていきたいと考えているところのございます。その16号が増えますことで1号ずつ繰り下がりがまして16号が17号へ1号ずつ繰り下がったところのございます。

学務係につきましては、21ページを御覧ください。

幼稚園の民営化と幼稚園の無償化に伴いまして号の部分削除したものが左側の現行では16号、幼稚園の管理及び運営に関すること、17号、公立幼稚園



の入園料、保育料電算事務に関すること、18号、幼稚園民営化・こども園に関すること、19号、幼稚園就園奨励費・私学援助費に関すること、というものが削除しております。その関係で第20号が16号に繰上げ、21号が17号に繰上げという形で随時繰上げを行ったものでございます。

以上が学校教育課に関するところでございますが、この後事務分掌の各課につきましては各課からご説明いただきたいと思います。

渡邊教育長 山本生涯学習課長。

山本生涯学習課長 生涯学習課の説明を申し上げます。

21ページ下段になりますけれども、初めに社会教育係です。現行の5号の社会教育事業に関するこの後に6号、地域学校協働活動に関するものを追加し、6号以降の番号を1号ずつ繰下げております。

現行の7号の生涯学習の推進に関するこの「推進」を削除し、8号の社会教育施設の整備計画、設置に関すること（文化施設を除く）を改正案では9号で社会教育施設を文化施設に変更し、また、（文化施設を除く）を削除しております。

さらに、現行の9号、社会教育施設の維持管理に関するものを改正案では10号で社会教育施設を文化施設に変更し、維持管理の後に「及び指定管理」を追加しております。

現行10号の社会教育施設の利用調整及び許可に関することと12号の地域人権教育指導員に関するものを削除しておりますが、これは社会教育施設である公民館等の施設が生涯学習課の所管ではなくなったことと、地域人権教育指導員に関することにつきましても人権啓発課の所管となるため、削除したものです。

次に、文化振興係ですが、現行の3号、市民会館の指定管理に関すること、4号のわいふ一番館の指定管理に関すること、5号、文化施設の整備計画、施設に関すること、6号の図書館の指定管理に関するものを削除し、7号以降を繰り上げております。

さらに、現行の8号、文化財の保護の後に「保存」を追加し、同様に9号の文化財の調査の後に「及び収集」を追加しております。市民会館やわいふ一番館の維持管理や計画につきましては、これまで文化振興の担当としておりましたけれども、今年度より職員の配置替えとともに係替えを行い、社会教育係の事務分掌としたものです。

以上で生涯学習課のほうは終わります。

渡邊教育長 倉原課長。

倉原社会体育課長 4月から人事異動によりまして社会体育課に来ました倉原といいます。よろしくお願いたします。では、社会体育課の説明をいたします。

現行の2号と同じく現行の12号になります。「社会体育施設の整備計画設置及び廃止並びに」となっているところと12号の「社会体育施設の維持管理に関

すること」、この文言を統一しまして、改正案の2号の「社会体育施設の整備計画設置、廃止及び維持管理」としております。

続きまして、現行の14号、学校体育施設の開放に関すること、これが5号の学校体育施設の開放に関することと重複しておりましたので、こちらを削除しております。

改正案の12号になりますけれども、「学校体育施設の許可及び」という文言を訂正しております。

以上が社会体育課の説明になります。

渡邊教育長 原田室長。

原田学校給食管理室長 学校給食管理室、原田です。よろしく申し上げます。

24ページの別表2の改正になります。教育機関の事務分掌を定めてあるものですが、その下、7号の給食嘱託講師及び業務全般に関することという文言を会計年度任用職員制度が変わった関係でこの嘱託職員と呼んでおりましたものを会計年度任用職員で括弧の給食職員に改めるものです。

次のページ、25ページをお願いします。表の上のほうですが、七城給食センター、泗水給食センターを七城学校給食センター、泗水学校給食センターに改めるものです。これは、先ほど安武課長から説明がありましたように、別紙の機構図をつけてあります、この機構図の名称に合わせて改正をするものです。併せて、1号の「公印（給食センター用）」とするところを、その部分を「学校給食センター用」に改めます。

最後、6号です。先ほど説明しました会計年度任用職員の名称に合わせるために、「給食嘱託」を「会計年度任用職員（給食調理員）」に改めるものです。

以上で終わりになります。

渡邊教育長 山本課長。

山本生涯学習課長 では、次に公民館です。25ページになりますが、初めに中央公民館です。

4号の生涯学習の後に「の推進」を追加し、5号に地域学校協働活動の推進に関する追記し、5号以降1号ずつ後ろにずらしております。

次の七城公民館、旭志公民館、泗水公民館につきましては、1号から13号までの本文中、（本町との連携）を全て削除し、3号、生涯学習の後に「の推進」を追記、4号に地域学校共同活動の推進に関する追記し、4号以降3号を後ろにずらしております。

なお、今年度より地域学校共同活動につきましては、新たに社会教育施設の資格を有する社会教育指導員を各公民館に配置し、地域学校協働活動事業における統括推進員を兼務していただき、各公民館に地域学校協働活動推進本部を設置し、事業の推進を図ることから、新たに事務分掌に追加したものです。

以上で説明を終わります。

渡邊教育長 安永図書館長。

安永菊池市中央図書館長 図書館でございます。28ページを御覧ください。

新旧対照表でご説明しますが、13番、14番でございます。13番、デジタルアーカイブに関する事、それから14番、電子図書館に関する事を追加しているものでございます。

図書館については以上でございます。

渡邊教育長 只今ご説明がありましたけれども、質疑及びご意見はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第28号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第28号は原案のとおり可決することに決定します。

それでは続きまして、議案第29号、「菊池市特別支援教育連携協議会要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とし、事務局から説明をお願いします。

安武課長。

安武学校教育課長 議案の30ページを御覧ください。議案第29号、菊池市特別支援教育連携協議会要綱の一部を改正する要綱の制定について、ご説明申し上げます。

菊池市特別支援教育連携協議会要綱の一部を改正する要綱を次のように制定するものとする。

提案理由でございます。

機構改革により要綱の一部を変更する必要がある。

これがこの要綱案を提出する理由でございます。

31ページが一部を改正する要綱の現行となっております、32ページが新旧対照表となっております。32ページの新旧対照表でご説明申し上げます。

左側の現行で組織の第3条、協議会は、次に掲げる関係機関等の代表者をもって組織し、菊池市教育委員会が委嘱又は任命する、ということで、その機関の代表者の中に3条第1項第2号で菊池市役所の福祉課、これが今回機構改革で福祉課と生活支援課に分かれております。ということで、改正案はこの福祉課を生活支援課と置き換えているところでございます。

この福祉課の代表者を組織してた理由につきましては、これまで生活保護を担当している保護係というものがその課に含まれておりました。その生活保護を担当する保護係は生活支援課のほうに配属されておりますので、福祉課から生活支援課に変更するものでございます。

以上が今回の改正する内容でございます。よろしく申し上げます。

渡邊教育長 只今の説明について、質疑及びご意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。  
議案第29号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたします。  
続きまして、報告案件に入ります。  
報告第13号、小中学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定についての説明を事務局よりお願いいたします。  
原田室長。

原田学校給食管理室長 2ページ報告第13号になります、菊池市小中学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定について、報告いたします。

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等における一斉臨時休業に基づき、本市においても3月2日から3月25日の間、学校臨時休業措置が取られ、学校給食も停止しております。

臨時休業期間中における学校給食休止の対応として令和2年3月10日、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾に基づき、学校臨時休業対策費補助金が国の予備費で新たに創設されました。それが1枚、皆様方のお手元に置いてある資料です。学校臨時休業対策費補助金の概要になります。

その事業の一つ目として、学校給食費返還等事業というものがございます。3月2日から春休みの臨時休業期間の学校給食費、これは食材費についてですけれども、返還等により保護者の負担とならないよう政府から学校設置者に要請をされているものです。学校設置者が保護者への返還や食材のキャンセル等に要した費用に対し、国が補助を行うというものです。

学校給食をキャンセルしたからといって、そのキャンセルした食材を保護者に負担させるわけではなく、国が予算を措置するので、学校設置者もそれを行ってくださいという補助金ですけれども、これに基づきまして実施ものですけれども、学校給食に伴う保護者の負担軽減と、今後の学校給食の安定的な供給を図る観点から創設されました。

内容は臨時休業期間中の学校給食費、食材費について返還等を行い、保護者の負担とならないよう国が補助するもので、補助対象経費は1、学校給食の食材がキャンセルできなかった経費。2、納入事業者に対して既に発注されていた食材に係る違約金等。3、その他返金に要する経費、保護者に返金する際の銀行振込手数料になります。4分の3を国が負担して、4分の1を学校設置者、本市の場合は菊池市になりますが、4分の1を負担します。で、80%が交付税措置であります。

本市におきましては、食材は2月28日の金曜日に納入業者にキャンセルの連絡をし、キャンセルの対応をしていただきました。キャンセルができなかったものはありませんでした。その後、3月18日付の文書で熊本県から学校給食休止への対応について、国の補助金の対応をするように依頼がありました。それを受けまして、今回対応したものです。

今回の補助金は、本年3月の給食は全く提供できませんでしたので、ここの調理場も3月に予定していた給食費を保護者に返還しております。旭志小中学校は現金で保護者に返還、七城小中学校は中学3年生については卒業式で保護者に現金を返還、残りの児童・生徒に関しては口座に振り込みをされております。保護者の同意を得て、4月の給食費と調整された学校、泗水の小中学校は3月分の給食費を保護者に戻すのではなくて、4月分に集める給食費と調整をされております。そのほか、菊之池小学校と菊池北中学校は指定された口座のほうに給食費を返還されております。

いずれも3月の26日と3月の27日に振り込みを完了されております。その振り込みに要する経費、振込手数料が国の補助金の対象となることから、菊池市の補助金交付規則に定めるもののほか、今回の補助金交付要綱を定めて補助金を交付するものです。

菊池市の補助金交付規則では補助率というのが2分の1又は3分の1と決まっているのですが、今回の補助金交付要綱を定めるものは10分の10、出した費用を全額補助金とするために、別に設けるものです。

第1条で趣旨、第2条で目的として、保護者に給食費を返還する際の振込手数料補助金ということで、保護者の負担軽減を図るというものです。第3条で補助対象者を定め、学校給食を取り扱う学校やPTAの組織を想定したものです。第4条で補助事業の名称、補助対象経費、補助金の額、補助率を定めたものです。第5条、交付申請から第9条、補助金の交付までは一連の補助金交付申請の経費を定めたものです。

施行日は告示の3月24日、令和2年3月2日から適用するものです。

3月の教育委員会議で審議していただく案件でございましたが、国の予算が令和元年度の予算でございますので、本年も令和元年度予算で対応する必要があったことから、市長まで決裁を経て、専決させていただきました。

また、今後は納入事業者に対して既に発注されていた食材に係る違約金等の対応がございますので、その対応をすべく、本要綱の改正も今後は予定されます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

渡邊教育長 只今報告がございましたけれども、質疑及びご意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、続けて報告案件第14号に移ります。菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況についての説明を事務局よりお願いします。  
長尾指導主事。

長尾指導主事 今年度まいりました指導主事の長尾と申します。よろしくお願いたします。  
報告資料の6ページになります。菊池市内の小中学校の不登校・いじめの状況と経年比較及びに適応指導教室の利用状況と心の相談の利用状況、相談状況について報告させていただきます。

まず、不登校の児童・生徒数ですが3月末で68名、3月が臨時休業日になっておりますので2月と3月の数字は同じ68名となっております。不登校の推移ですが、本年度は6月と7月に急な不登校の増加が見られたというのが特徴的となっております。菊池市の動向、傾向の推移についても5月から多くなります。菊池市の不登校ではない児童・生徒数の推移については58名ということになっております。

7ページです。昨年度の経年比較で68名という数字は過去10年間と比べましても多い結果でした。いじめの報告についてですが、小学校のいじめの報告は今月としておりますのは3月末の時点ですが、3月は0件ということで計23件、中学校の3月は0件、累計が7件と、減少傾向にあります。適応指導教室の通級者数ですが、全部で児童・生徒数が25名の利用が 있습니다。

8ページのほうです。通級指導教室の利用状況は、指導相談件数については4件と臨時休業になっておりますので、少なかったです。

菊池教室は年間相談件数336件となっております。旭志教育相談件数24件、3月が24件、2月が71件です。年間は810件となっております。

9ページです。七城教室3月は3件、2月は31件ありました。年間の合計は475件の相談がっております。泗水教室、3月13件、2月101件です。年間995件の相談がっております。

心の教室での相談状況についてです。菊池北中0件、3月は相談がございません。臨時休業のため生徒がいなかったというのもあり、心の教室でも相談件数が少なかったです。北中の心の教室では147件の年間の相談がっております。南中、3月は0件で、心の教室の年間の相談件数は245件となっております。七城中学校も3月は0件です。七城中学校の年間の相談件数は80件です。旭志中3月は1件あります。旭志中の心の教室の相談件数は182件となっております。泗水中の心の教室は2件、年間で221件、3月の心の教室五つの教室合計3件となっております。年間では5教室合計875件の相談が 있습니다。

報告は以上になります。

渡邊教育長 只今の報告について、質疑及びご意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 よろしいですか。

それでは、次に、その他に入ります。

安武課長。

安武学校教育課長 その他に行く前に1件報告案件で追加をお願いしたいと思います。

今、教育委員さん方のほうには令和2年度菊池市教育委員会取組の方向という冊子をお配りさせていただきました。毎年この取組の方向につきましては、学校長会、教頭会等でお示しをし、各学校においてこの取組の方向に基づいて各計画等をさせていただいております。その報告について申し訳ございません、漏れておりましたので、追加させていただきたいと思います。

お手元の資料の13ページ目からが菊池市の教育大綱を記載しております。ご承知のとおり令和2年3月に出来上がりました教育大綱をここに掲載しております。

15ページが菊池市教育振興基本計画の第2期計画を掲載しております。以前ご説明しましたとおり、振興基本計画につきましては大綱を受け、また県の基本計画が策定後に第3期計画を策定するというふうにしておりますので、現段階では第2期計画をそのまま生かして行って、大綱も含めて第2期計画も見ながら進めていくということになります。

16ページが教育の目標で、16ページの下に重点努力事項というものを掲載しております。それにつきまして一部修正等をかけておりますが、重点努力事項につきましては田嶋教育審議員より説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

田嶋教育審議員 失礼いたします。1の学校教育目標重点努力事項のところですか。最初の文教菊池の教育理念を礎に幼保と小中高の連携を強化し、子どもたちの生きる力を育むというのは変わりございません。

(1)のところの文言をタイトルを変えております。ここ、人権尊重の精神に立った学校づくりというふうに変更しております。あと、廉恥・礼節(2)①、②というところで特に変更等はございません。次の③のところにつきまして、特に③の菊池の人、文化、自然を愛する心の育成ということころでエとオになります、万句のふるさと菊池事業等を通した、ここからですが、「菊池の歴史や文化を学ぶ機会の充実」と、この文言はございませんでした。

ここは菊池市議会の提案条例が可決されまして、その中の条文に菊池の歴史や文化を学ぶ機会を学校でも推進していくことと、積極的に進めることという条文

がございましたので、それを受けましてこの菊池の歴史や文化を学ぶ機会の充実というのをここに追記したところでございます。また、森の学校・きくち事業を通した世界に羽ばたく人材の育成というところで大綱等を意識した部分もここに入っております。

(3) につきましては、特にカにつきまして、昨年度から取り組んでおりますカのキャリア教育のところでキャリアパスポートという文言が入っておりませんでしたので、この「キャリアパスポートの活用」というところに入れております。

それから、このキャリアパスポートや文言等につきましては、熊本県の義務教育課とか社会教育課とか、そういったものの取組の方向が出ます。その取組の方向を受けまして、少し文言を修正しているところです。学校体育の充実ではアの豊かなスポーツライフを実現するという部分で、「豊かなスポーツライフ」という言葉を追記しております。

また、食育の推進につきましては、最初のところの「朝食の摂取をはじめとする望ましい食習慣の形成」という言葉がございましたので、この文言も追記しております。

あと、特別支援教育の推進につきましては、アにインクルーシブ教育という言葉がございましたので、「インクルーシブ教育システム機構のための研修や充実」という文言をここで追記しております。

あと、(5)の②イ、地域学校活動の推進というところも引き続き充実するようというところで書いております。

大きく言いましてそういうところになります。生涯学習のほうでは文化芸術の振興というところを少しまとめて文化と芸術のところをまとめて(5)、(6)にまとめてあるというところです。社会体育は特に大きくは変わっておりません。

大まかな概要だけでも、県の方向性等を受けまして、校長先生たちにご提示して学校掲示用、それから学校経営案等に入れ込むものとして活用していただくことになっております。

以上です。

渡邊教育長 追加報告がありましたけれども、今の説明について質疑やご意見ありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、次にその他に入ります。  
事務局から何かありますか。

安武学校教育課長 学校教育課でございます。今回の学校休業について先ほど教育長のほうからもご説明ありましたが、少しご説明したいと思っております。



まず、学校休業につきましては4月14日の午後から5月6日までの臨時休業を決定したところでございます。これにつきましては、12日の日曜日に教育委員さん方にはお電話をさせていただいてご了解いただいたところでございますが、教育長のご報告でもありましたとおり、12日の日曜日に13日付で休業の要請を熊本県教育委員会から出るという情報を受けて、管内の教育長会、それから市内臨時校長会を開いて休校の決定をしたところでございます。

休校に先駆けまして、4月13、14日は午前中授業で給食を食べまして帰宅させました。その辺につきましては教育長報告がありましたように13日に14日からの家庭学習のための準備ということで先生方がされて、14日の日に行いました。登校日については、翌週から週1回、半日程度、できるだけ短くということでございますが、登校日を設けるということで、各学校週に1回ずつ登校日を設けてきております。そして20日の週、また翌週に登校日を設けるという計画でございます。

あと、運動会につきましては春の運動会を予定しておりましたが、これは延期ということで、時期については秋にということもございますが、今、現在のところ時期は未定だということになっております。

家庭訪問につきましては、玄関先で10分程度ということで計画しておりますが、短い学校ですと玄関先で3分程度で行う、また、ある中学校においては保護者の方がいらっしゃらなくても子どもさんでの対応でも構いませんということでも実施をします。このことが前回の3月の休校のときは先生方と子どもさん方の信頼関係がきちっと出来上がっていたところなんです、4月の学級編成等で担任の先生は変わる、また、新一年生等もいらっしゃるということで、なかなかその信頼関係まで出来ずに4月8日の始業式から9日の入学式を経まして10日は午前中授業といった3日の午前中の対応しかない中での休業ということで、やはり家庭訪問は必要なんじゃないかと。

また、厚生労働省のほうからも今回の新型コロナウイルス感染症の関係でこれは保護者、大人のほうも生活不安やストレスによってDV被害等の増加も懸念されているということで、厚労省のほうからも休業期間中に設けられた登校日において教職員等が支援対象児童等と面会し、状況の聞き取りを行うことと言われておりますので、そのようなことから家庭訪問も実施するというように決定したところでございます。

学校グラウンドの開放が前回の休業期間中はございませんでしたが、子どもたちもストレスをかなり抱えているということで、保護者の責任の下、1時間単位の軽い運動のみとする、これは在校生のみが利用できるということで、在校生のみ保護者の責任の下、1時間程度の軽い運動については学校グラウンドを利用することができる。また、長時間にわたってグラウンドで活動している子どもについては学校から指導するというので、先生方の管理下の中で軽い運動等はさせたほうがストレスの発散等にもなるのではないかとということで、学校グラウンドの開放というものを認めたところでございます。

学習につきましても、上田指導主事のほうで様々なことを作っていただいております。その都度冊子にして学校側に下ろしていき、家庭学習をきっちりしていただくことになっております。大体1週間単位のサイクルで家庭学習のほうはしっかりしていただく、また、熊本市等が行っております学習テレビの放映等もご紹介いたしまして、そういうものも見ていただく、また、それ以外でも学校ホームページと学校ブログの活用ということで、学校ブログで写真を取り入れて文章を書くというようなものを全ての学校が既に取り組みされているということになっております。あと、音声データの貼付けや動画の公開、こういうものもやっていきたいと考えているところでございます。

ジャストスマイルドリルというものが5月末まで無料で使えるということから、各子どもたちにそのID、パスワードを渡しまして、ジャストスマイルドリル等も行って、小学校の部分だけがありますものですから、中学校については中学校も小学校の部分であり身についてない子どもたちとかはそこを復習の意味で使ってもいいんじゃないかということで、中学校のほうにもこのID、パスワードは渡したところでございます。

以上簡単に申し上げましたが、今回の新型コロナウイルス対策のための臨時休業に伴います対応でございます。以上でございます。

渡邊教育長 休業中の対応について等ありましたけれども、それに対して何かご質問等ありませんか。

森委員 先ほど長尾先生からもありましたけれども、不登校の子とかこれからもそのまま続いていると思うのですが、SSWとかああいう方々と子どもたちとはなかなか接することはできないのですが。

渡邊教育長 相談対応とかそういうことですね。

森委員 相談、はい。

長尾指導主事 早速、4月になってSSWの活用は小学校から3名ぐらい上がっております、各子どもたちについてはコーディネーターの築地新コーディネーターを通じて申請を受けて今、西岡SSWのほうから対応に当たったりしておるところです。

森委員 こんなに学校休業が長くなると再開されたときに子どもたちがどうなっているかという不安は私も感じていますし、先ほどもありましたけれど家庭が落ち着いているところはしっかり子どもたちを見ていらっしゃるんだけど、御飯は食べているのかとか、親の感情が体罰とかになって出てこないかなどいろいろ気になることもあるので、1週間に1回、学校と子どもたちを観察するというのはとても大事だと思うので、すべて家庭に任せてしまったらちょっと怖いところもあります。

旭志でもお母さんたちと会うと結構宿題も出されているみたいで、中学生とかのお母さんたちは宿題が間に合わないと言っているところもあったので、結構子どもたちは家で勉強しているし、近所でもうろうろしている子はいないのですけれども、グラウンドの開放もあったので、自転車でやっている子どももいます。それはそれでとても体力作りで大事なことだと思うので、ぜひ、新型コロナウイルスが広がらないことを祈っているばかりです。

以上です。

渡邊教育長 ありがとうございます。それぞれ市のほうから教育委員会のほうから指示した、あるいは指導した内容もありますけれども、ご指摘の部分については各学校で工夫していただいているというふうなところのようです。よろしいですか。

森委員 はい。

渡邊教育長 ほか、ありませんか。  
はい、どうぞ、渡邊委員。

渡邊委員 報告の教育委員会の取組のところの一つ、人材という漢字の使い方については決まっているのですか。基本方針の3番目のグローバルな「人財」を育てるというのがあると思うんですけれども、その方針の中で基本方針、グローバルな人財を育てる、人財育成とかっていうのは財産の「財」を使って書いていますけれども、今回今、説明があった③のところのオで世界に羽ばたく人材の育成と書いてあるんですが、それは材料の「材」を使っているんですけど、それはどういうふうに。財産の「財」で使うのかどうかというのが。

渡邊教育長 いいですか、審議員どうぞ。

田嶋教育審議員 こちらは菊池市の教育委員会の取組の方向として考えておりますので、この「材」でいっておりますが、大綱のほうは市長の思いが入った「財」というところで、大綱とはちょっと質が違う部分なので、この「材」で書いているところです。

渡邊委員 分かりました。

渡邊教育長 よろしいですか。安武課長、どうぞ。

安武学校教育課長 もう1点、新型コロナウイルス対策に伴いまして学校教育課が取り組む件についてご報告申し上げます。

奨学金についてでございますが、奨学金制度でこれは緊急事態宣言が出まして東京都のほうで奨学金の貸付けを行ったものの奨学金を今度は返すものについて

て返還猶予を行うというものが出ました。これを受けて、本市でも家計等の急変がある方については、いわゆる離職票だとか給与明細票だとかそういうものを示していただいて、奨学金の毎月の返還していただくものを猶予し、その年度内、例えば5月に出しますと6月から年度末までの部分を10年間で償還しますけれども、10年後にお返しいただければいいですよということで、免除するのではなくて償還する期限をしばらく待ちますよというのが猶予でございますが、これを行うということにしております。

また、4月末までが貸付けの申込み期限でございますが、そういう家計等の急変の方については随時受付をするということで行いたいというふうに思っております。これについては、ホームページとか広報誌等でもお示しをしながら対象となっている方々についても通知等したいというふうに思っております。

以上でございます。

渡邊教育長 　　という説明でした。

　　ほか、事務局のほうからございませんか。よろしいですか。

　　芹川委員、どうぞ。

芹川委員 　　現在、新型コロナウイルスで不透明な状況かと思えますけれども、他市町村で先生方のテレワーク等の話を聞いておりますが、菊池市の状況はいかがですか。

渡邊教育長 　　県費職員のですね。

　　安武課長、どうぞ。

安武学校教育課長 失礼いたします。

　　テレワークにつきましては、先日の校長会におきましてご指示しております。これについては、県教育委員会からテレワークを実施するように通知文が来ております。テレワークの実施の目的については危険分散、リスク回避というものがございまして、いわゆる3班編成にして3分の1ずつ出てきて、あと3分の2はテレワークを自宅で行うというようなものでございますが、その班の分け方とかは各校長先生方にお任せをするということで、国は7割から8割の在宅勤務をとおっしゃいますが、そういうこともできない部分もございまして、先ほど申し上げました登校日については全ての先生に来ていただかなければいけないということで、児童に携わることの必要性がない先生方についてはテレワークも可能ですというものでございまして、積極的な危険分散というものをお願いしたところでございます。

　　ただ、市費の職員等につきましては、まだ市の職員のテレワーク等について正確なものが出ていませんので、今のところ見合わせていきたいと思っております。県費の先生方についてはできる限りテレワークをお願いしたい。それについては個人情報等を持ち出すことはできないこととなりますので、教材を作ったりだとか何らかのことは出来ると思っておりますが、個人情報を持ち出して自宅でやるという

ことは禁止されておりますので、そこはできないという中でのテレワークということになります。

以上でございます。

芹川委員 ありがとうございます。

渡邊教育長 現状は以上ということですけど、よろしいですか。  
ほか、ありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。お世話になりました。ありがとうございました。